

記者資料提供（平成28年3月3日）

環境局環境保全部環境保全指導課 北山、田端

TEL：078-322-6420（内線：3629）

土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 <須磨区行平町3丁目>

1. 概要

土壤汚染対策法（以下、「法」という。）第4条第2項に基づき、須磨区行平町3丁目の土地について土地所有者が土壤汚染状況調査を行い、土地の一部で鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、並びにふつ素及びその化合物が土壤の指定基準を超過したとの調査結果報告書が提出された。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地周辺では地下水の飲用が確認されていないこと、及び当該土地は事業場敷地として関係者以外の者が立ち入ることができないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

2. 区域指定

- (1) 指定する区域 須磨区行平町3丁目1番の一部 (別図のとおり)
- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成28年3月3日
- (4) 指定する特定有害物質
 - 鉛及びその化合物
 - 砒素及びその化合物
 - ふつ素及びその化合物
- (5) 指定の理由
 - 土壤の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生ずるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

3. 土壤汚染状況調査結果の概要

- (1) 調査命令対象物質
 - 全ての特定有害物質(25種類)
- (2) 土地の地歴調査結果
 - 昭和31年以降、試験・研究機関等が立地しており、業務として行われていた試験、分析の際に有害物質を含む薬品が使用されていた。
試験・分析に使用された器具の洗浄排水は、敷地内の排水処理施設で処理された後、下水道に放流されていた。
- (3) 土壤の測定結果
 - 鉛及びその化合物の溶出量で最大0.10mg/L(指定基準値0.01mg/Lの10倍)
 - 鉛及びその化合物の含有量で最大3,000mg/kg(指定基準値150mg/kgの20倍)
 - 砒素及びその化合物の溶出量で最大0.037mg/L(指定基準値0.01mg/Lの3.7倍)
 - ふつ素及びその化合物の溶出量で最大1.9mg/L(指定基準値0.8mg/Lの2.4倍)
- (4) 基準超過が確認された土地の面積

土壤汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された3,073.90平方メートル。

(5) 土壤汚染の原因

事業活動に伴うものと考えられる。

4. 周辺環境への影響について

- (1) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響のおそれはない。
- (2) 当該土地は事業場敷地で一般の人が立ち入る土地ではなく、コンクリート等により被覆されていることから、汚染土壤の直接摂取による健康影響のおそれはない。
- (3) 以上のことから、当該土地の土壤汚染による健康影響のおそれはない。

5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

<資料>

1. 用語解説

土壤汚染対策法

土壤汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。（平成14年法律第53号 平成22年4月1日改正法施行）

特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査（法第3条）、3000平方メートル以上の土地の形質変更時の届出及び調査命令（法第4条）、土壤汚染が判明した場合の措置等を定めている。

形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壤汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壤汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

鉛

蒼白色のやわらかい金属。鋳びにくく加工がしやすいことから、蓄電池、はんだ、顔料、塗料等に用いられる。長期間の暴露により、食欲不振、頭痛、貧血、関節痛などの中毒症状を呈する。土壤中の鉛の正常な濃度の範囲は15~30mg/kgを示し、一般的に、植物に対する毒性は1,000mg/kg以下の土壤濃度では見られないといわれている。

砒素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属。半導体の原料、シロアリ駆除、防腐剤等に用いられる。皮膚、消化器、呼吸器から吸収されると、骨や内臓に沈積して排出されにくく、慢性中毒を起こし、嘔吐、皮膚の褐黒色化、赤血球の減少、肝臓肥大などの症状を示すといわれている。

ふつ素

淡黄色の気体で反応性が高いため天然には単体として存在せず、種々の元素と結合して広く存在する。主な用途はふつ素系樹脂原料、浸食作用を利用したガラスのつや消しなどがある。眼、皮膚、気道に対し腐食性があり、蒸気やヒュームを吸引すると肺気腫を起こすことがある。また低カルシウム血症を起こし、心不全、腎不全を生じることがある。ふつ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、人に軽度の斑状歯が発生することがあるとされている。

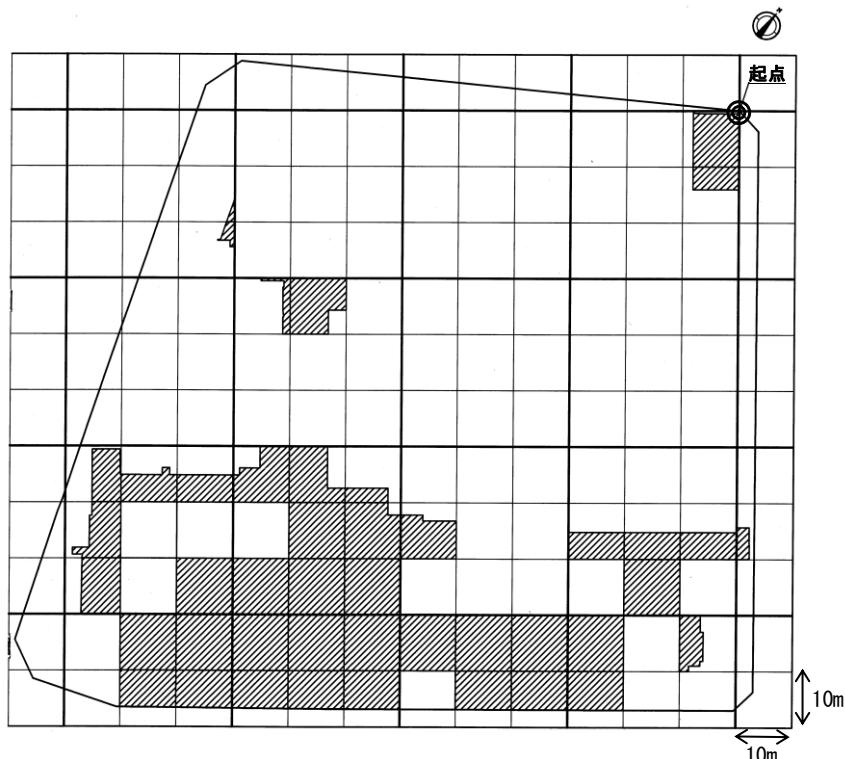
2. 市内の現在の指定区域

要措置区域：0件 形質変更時要届出区域：16件 (別表のとおり)

位置図



指定区域図



凡例	
◎	起点
—	敷地境界線
▨	形質変更時要届出区域

〈起点〉
起点は、神戸市須磨区行平町3丁目1番の最北端の地点とする。
〈格子の回転角度〉
 $51^{\circ} 10' 10''$
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

(別表) 市内の現在の指定区域 (16箇所全て形質変更時要届出区域)

	地番	指定面積 (m ²)	基準不適合物質	指定日
1	東灘区深江南町1丁目79	2,924.70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、砒素、ふつ素	H22.7.1
2	灘区灘南通3丁目114番4、114番5、115番4、116番1、118番2、灘北通2丁目20番、灘北通3丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1,004.10	砒素、ふつ素	H25.1.23
3	中央区東川崎町2丁目14番、20番	4,700.00	水銀、鉛	H24.8.9
4	中央区東川崎町2丁目14番	1,320.52	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H25.12.11
5	中央区東川崎町2丁目14番	6,059.4	六価クロム、水銀、鉛、ふつ素	H26.2.24
6	中央区東川崎町2丁目14番	3,045.4	水銀、鉛、砒素、ふつ素	H27.9.1
7	中央区中山手通7丁目7番5、14番4	200	水銀	H28.2.9
8	兵庫区明和通1丁目1番2、1番3、1番4	2,672.095	鉛、砒素	H26.2.24
9	兵庫区和田崎町1丁目2番、9番、10番、11番、12番、14番、24番、25番、50番、58番、62番	22,915.11	1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、六価クロム、水銀、鉛、砒素、ふつ素、ほう素	H27.3.25
10	長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1	4,052.60	鉛	H24.5.9
11	長田区南駒栄町1番8	3,298.2	シアン、鉛、砒素	H27.10.6
12	長田区南駒栄町1番8	313.2	シアン、砒素	H28.1.19
13	長田区駒ヶ林南町8番1、10番1、22番	1,372.4	鉛	H27.10.6
14	須磨区車字菅ノ池1351番14、須磨区妙法寺字菅ノ池3番2	1,966.00	鉛、砒素、ふつ素	H22.12.24
15	須磨区大池町3丁目7番、8番、9番、10番、12番	2,454.74	鉛、ふつ素、ほう素、PCB	H27.2.12
16	須磨区行平町3丁目1番	3,073.90	鉛、砒素、ふつ素	H28.3.3